

総合評価落札方式による競争入札の変更点について

令和8年4月1日以降に公告する総合評価落札方式による競争入札について、次のとおり変更します。なお、案件ごとに適用の有無が異なる場合がありますので、入札参加にあたっては、個別公告及び評価基準に関する説明書にて確認してください。

1. 標準点の変更について

姫路市低入札価格調査制度試行要綱(平成13年1月4日施行)に定める調査基準価格を下回る額の入札価格で入札を行った者の標準点については、標準点に93/100を乗じた点数とします。

従来
調査基準価格以上で入札した場合 評価値＝（標準点（100点）＋（加算点＋ <u>1点</u> ））／入札価格
↓
変更後
調査基準価格以上で入札した場合 評価値＝（標準点（100点）＋加算点）／入札価格
調査基準価格未満で入札した場合 評価値＝（ <u>標準点（100×（93/100）点）</u> ＋加算点）／入札価格

2. 簡易確認型(自己採点方式)の導入について

案件ごとに定める評価項目(施工計画に係る技術提案部分を除く。)を入札参加者が自己採点した「自己採点表」を、施工計画に係る技術提案資料とあわせて提出するものとします。入札時には、自己採点表の採点結果を加算点として取り扱い、算出した評価値が最も高い者の審査を行います。(詳細なフローについては別紙1参照)

3. 技術提案資料及び自己採点表の提出方法について

施工計画に係る技術提案資料及び自己採点表については、原則、姫路市ポータルサイト(<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/portal/home>)から電子申請にて提出するものとします。

4. 評価項目について

次の項目の評価基準を変更します。

- ①「建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用」に係る加算点の見直し
(※チャレンジ型は従来どおり)

従来			
評価区分	評価項目	評価基準	配点
品質管理	建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用	CCUSの事業者登録を行っている	0.5 点

↓

変更後			
品質管理	建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記の A 及び B の両方を満たしている ②下記の B を満たしている <u>A:経営事項審査において「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」での加点がある</u> B:CCUSの事業者登録を行っている	①0.5 点 ②0.25 点

- ②「ひめじ街路樹アダプト制度」及び「まちかど 100mクリーンアクション」に係る加算点の見直し

従来			
評価区分	評価項目	評価基準	配点
社会貢献等	ひめじ街路樹アダプト制度に関する活動	ひめじ街路樹アダプト制度の合意書を取り交わしており、対象市道の維持管理を行っている	0.25 点
	まちかど 100mクリーンアクションに関する活動	まちかど 100mクリーンアクションに登録し、本事業に関する活動を年 6 回以上行っている	0.25 点

↓

変更後			
社会貢献等	ひめじ街路樹アダプト制度かつまちかど100mクリーンアクションに関する活動	ひめじ街路樹アダプト制度の合意書を取り交わしており、対象市道の維持管理を行っている、 <u>かつ</u> 、まちかど 100mクリーンアクションに登録し、本事業に関する活動を年 6 回以上行っている	0.25 点

5. 減点項目(指名停止措置の履歴)の対象期間について

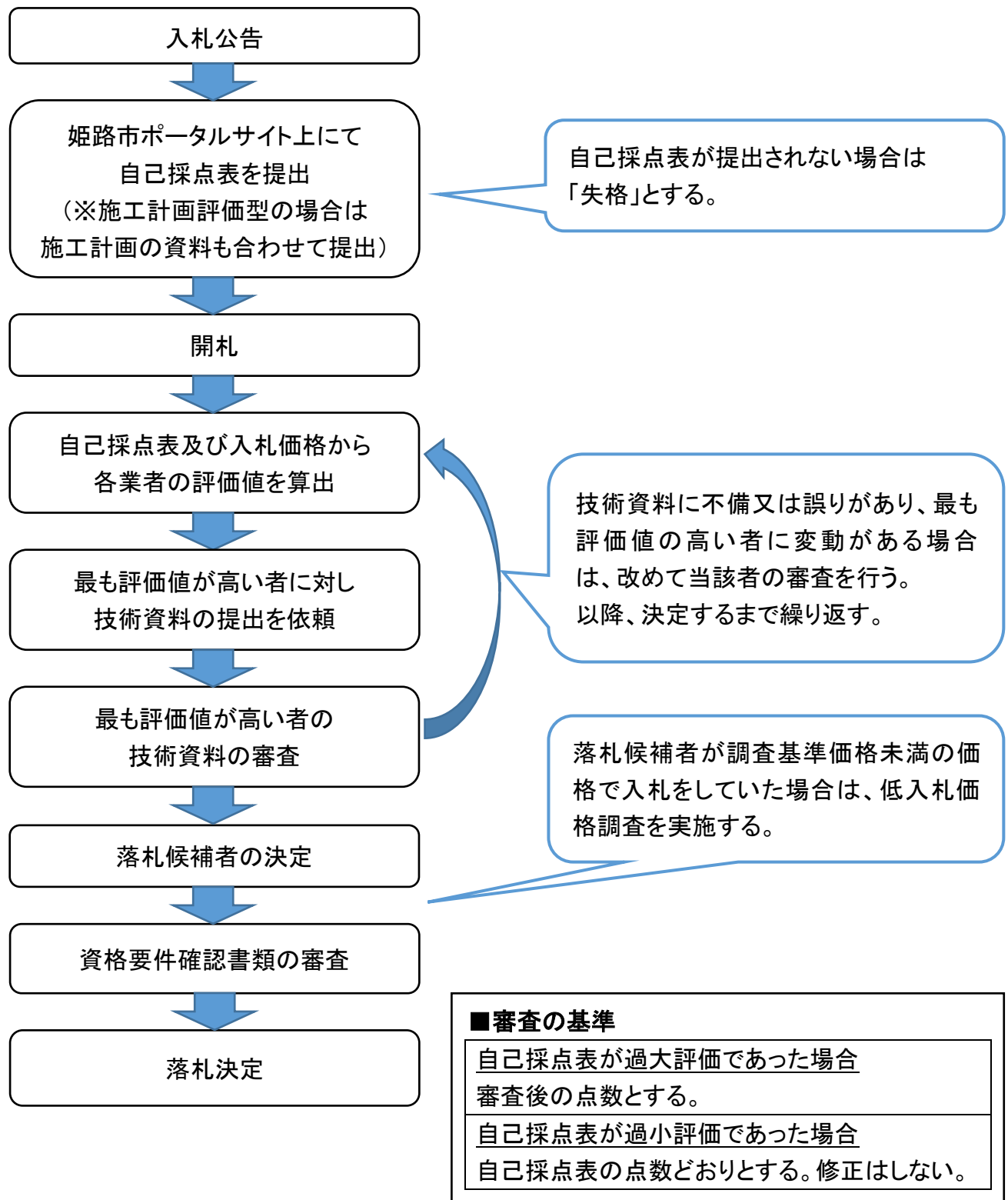
次のとおり減点項目の対象期間を見直します。

従来
<u>令和5年4月1日(=3年度前の4月1日)から</u> 公告日の前日までに本市指名停止措置を受けた場合に、1回の措置につき1点を減点する。

↓

変更後
<u>入札公告の日から遡って2年の間に</u> 本市指名停止措置を受けていた場合(過去2年の間に措置期間が含まれている場合をいう。)に、1回の措置につき1点を減点する。(※ただし、チャレンジ型については1回の措置につき0.5点を減点する。)
(例) 令和8年4月1日公告の場合 ※この例の場合、2回の措置で2点減点(チャレンジ型については1点減点)

姫路市総合評価「自己採点方式」フロー



※最も評価値の高い者以外の審査は原則として行いません。そのため、入札結果に記載のある評価点及び評価値は発注者による評価結果ではありません。